

みやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に関する協定書

仙台市（以下「甲」という。）と公益財団法人アタラクシア（以下「乙」という。）とは、杜の都の風土を守る土地利用調整条例（以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、乙が実施するみやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業（以下「開発事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土地利用調整の結果を踏まえた適切な開発事業の実施を確保することにより、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この協定における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（事業計画）

第3条 乙は、別添開発事業計画書に従って開発事業を実施しなければならない。

2 乙は、当該開発事業に係る工事の完了後、当該事業区域内において、前項に掲げる開発事業計画書の内容に即した土地利用以外の土地利用を行ってはならない。

（維持管理）

第4条 残置した森林及び確保した緑地については、乙が管理するものとし、当該森林又は緑地の特性に応じた維持管理を行いながら、永続的に保持するものとする（ただし、当該緑地が甲に移管された場合を除く）。

（継承）

第5条 乙は、事業区域内の土地又は工作物を使用する権利を第三者に譲渡する場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務を当該第三者に継承するものとする。

（報告及び立入調査）

第6条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め、又は職員をして、若しくは職員に甲が必要と認める者を同行させ事業区域内に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

（違反があった場合の措置）

第7条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときはこれに従わなければならない。

（その他）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

開発事業計画書

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年 7月 12日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市
代表者 市長 奥山 恵美子



乙 宮城県仙台市青葉区郷六字大森2-1
公益財団法人アタラクシア
代表理事 神谷 一雄



種別	開拓事業の概要	工作物の面積	高さ	用途の変更
開拓事業の内容	東日本大震災において被災を受けた墓域の復旧及び森林整備			
開拓事業の面積	東日本大震災に伴う被災を受けた墓域の復旧及び森林整備のため既存墓域に隣接する区域の造成を行う。平成21年度事業範囲において残置造林地所持が被害を受けたため、当該事業においては、平成21年度事業範囲を取り込み、相應分を造成森林として植林する。また、造成によって増加する雨水流出量を調整し抑制するため、二箇所の防火溝新設を既存墓域の高木に設置する。なお、墓園利用者の安全性を確保するとともに、利便性の向上を図るため、地区北側に専用通路を整備する。			
①事業区域の現況及び面積	現 地： 田林、一部墓地	事業面積	62,900 m ²	
②造成行為の有無及びその概要	切り土量	91,600 m ³		
	盛土量	89,250 m ³		
	残土量	916 m ³		
③被災した墓地数	75カ所	墓地面積		
④埋設する墓地数	2,540	墓地面積		
事業区域の位置	仙台市 青葉区郷六字大森2-1	外		
事業区域の面積	62,900 m ²	樹林地の有無	(五)面積 53,900 m ²	無
建物物その他工事の用意				
作物の概要	工作物の面積	建築(築造)面積	高さ	
	著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の有無	有		
	水質汚染特定事業場の有無	有 (排出水量)		
	小廻り有効物質使用特定事業場の有無	有		
	廃棄物処理施設の有無	有		
	産業廃棄物処理施設の有無	有		
	ダイオキシン類対策特措法特定施設の有無	有		